

「令和5年度 山下公園通り周辺まちづくり検討業務委託」
提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和5年度 山下公園通り周辺まちづくり検討業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は約500万円（税込み）です。

なお、提案書提出時には参考見積書及び内訳書を提出するものとします。

3 提案者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たすこととします。

- (1) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において、横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に、所在地区分が「市内」または「準市内」で登録されている者で、かつ、その内容が次の条件を全て満たすこと。ただし、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していれば、この限りではない。
 - ア 営業種目：「建設コンサルタント等の業務」を3位までに登録しており、かつ、細目：「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を登録している。
 - イ 営業種目：「建築設計（監理含む）」を3位までに登録しており、かつ、細目：「構造」「積算」「工事監理」「改修・修繕工事等の設計」を登録している。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当していない者であること。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産宣告を受け、復権していない者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (7) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者であること。

- (9) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正令和3年4月1日）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (10) 本業務委託の完了までの履行が可能なこと。

4 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、次のとおりとします。

事項	時期
① 公募要項等の HP 公表	令和5年4月26日（水）
② 参加意向申出書〆切	令和5年5月12日（金）17時まで
③ 提案資格確認結果通知書送付	令和5年5月17日（水）
④ 質問書受付期間	令和5年5月25日（木）17時まで
⑤ 質問書回答	令和5年5月29日（月）
⑥ 提案書提出	令和5年6月2日（金）17時まで
⑦ ヒアリング	令和5年6月12日（月）（予定）
⑧ 受託候補者の特定	令和5年6月末頃
⑨ 契約締結	令和5年7月初旬頃

5 参加表明手続き（参加意向申出書の提出）

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、必ず「参加意向申出書」及び「誓約書」を提出し、参加意向の表明を行ってください。

- (1) 提出期限 令和5年5月12日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 本多・佐々木
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
電話 045-671-4863

(3) 提出方法

持参又は郵送

- ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。また、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。
- ・持参の場合は、市役所開庁日の8時45分から12時、13時から17時の間に提出してください。

(4) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 誓約書（様式2） 1部

(5) 提案資格確認結果の通知

ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず、提案資格確認結果通知書（別紙1）を令和5年5月17日（水）に電子メールにて送付します。なお、提案資格が確認できた場合は、合わせてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙2）を

電子メールにて送付します。

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求められます。

なお、この書面の提出期限は、本市が通知した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までとします。説明を求められた本市は、書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

6 質問書の提出

提案資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、ホームページにおいて掲載します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和5年5月25日（木）17時00分まで（必着）

(2) 提出先

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 本多・佐々木
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
電話番号 : 045-671-4863
電子メール : tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

- ・郵送又は電子メールの場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
- ・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。
- ・持参の場合は、市役所開庁日の8時45分から12時、13時から17時の間に提出してください。

(4) 回答日及び回答方法

令和5年5月29日（月）までにホームページに掲載します。

7 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式（様式4から様式10）に基づき作成するものとします。

ア 提案書表紙（様式4）

イ 業務実施能力等

- ・業務実施体制（様式5）
- ・予定技術者の類似の実績と保有資格（様式6）
- ・提案企業の類似の実績（様式7）

ウ 業務実施方針等

- ・現状分析と課題認識、将来のまちづくり方針の方向性（様式8）

エ ワークライフバランス等、企業としての取組（様式9）

オ 提案書の開示に係る意向申出書（様式 10）

カ 参考見積書（様式自由、人工を明記）

(2) 提案書の作成にあたっては、次の項目に留意してください。

ア 提案は、考え方を簡潔に記述してください。

イ 文字の大きさは注記等を除き原則 10 ポイント以上の大きさとしてください。

ウ 多色刷りは可とします。

エ 提案書の様式は拡大・縮小等の変更をしないでください。

オ 内容の表現は自由としますが、表紙を除いて社名や商標、マーク等、応募者名を認識できるものの記載は一切行わないでください。

(3) 提案書評価基準における「ワークライフバランスに関する取組」に該当するものがある場合は、有効期限内の資料を提出してください。

対象	提出資料	部数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	一部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」	
以下のうちいずれかの認定の取得 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定	認定通知書の写し	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	認定通知書の写し	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%を達成している（従業員 43.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 43.5 人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）	
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小企規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証	認定通知書又は認証通知書の写し	

8 提案書の提出

(1) 提出部数

紙 10 部、電子データ：1 部（PDF 形式、CD・DVD に記録したもの）

(2) 提出期限

令和 5 年 6 月 2 日（金）17 時まで（必着）

(3) 提出先

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 本多・佐々木
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
電話 045-671-4863

(4) 提出方法

郵送又は持参

- ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。また、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。
- ・持参の場合は、市役所開庁日の8時45分から12時、13時から17時の間に提出してください。

(5) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。A3の様式は、蛇腹折りにし、A4サイズにしてください。
- イ ファイルの表表紙、背表紙には、「令和5年度 山下公園通り周辺地区まちづくり検討業務委託 提案書」、「社名」を記してください。
- ウ 提案書は、様式4～様式10の一式をフラットファイルに綴りこみ、インデックスをつけてください。(ファイル、インデックスの様式は特に指定しません。)

9 評価基準

提案書評価基準のとおり

10 プロポーザルに関するヒアリング

提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日・実施場所

令和5年6月12日(月)(予定)

実施日は、前後する可能性があります。

場所・時間等詳細は、別途通知します。

(2) 出席者

管理技術者、主たる担当技術者を含む3名以下としてください。

(3) 実施方法

ア 提案書について口頭で説明を求めます。

イ プレゼンテーションは管理技術者または主たる担当技術者が行ってください。

ウ ヒアリング時の資料は提案書を使用し、資料の変更・追加は認めません。

エ プレゼンテーションにあたり、企業名が分からないようにしてください。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

なお、評価委員会は非公表とします。

名称	都市整備局第二入札参加資格審査・業者選定委員会	「令和5年度 山下公園通り周辺地区まちづくり検討業務委託」プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価・特定に関すること
委員	都市整備局 副局長（委員長） 総務課長 企画課長 都市交通課長 都心再生課長 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課長 地域まちづくり課長 防災まちづくり推進課長 市街地整備調整課長 経理係長	都市整備局 総務部総務課長（委員長） 企画部企画課長（副委員長） 企画部都市デザイン室長 都心再生部都心再生課臨海部活性化推進課長 政策局 政策部政策課担当課長 にぎわいスポーツ文化局 にぎわい創出戦略部にぎわい創出戦略課長 環境創造局 政策調整部政策課みどり政策調整担当課長 建築局 企画部企画課長 道路局 計画調整部企画課長 港湾局 政策調整部政策調整課長 中区 総務部区政推進課長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日

令和5年6月末頃に通知します。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

13 留意事項

- (1) 提案書の作成、提出及びヒアリング等に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 以下の条件に該当した場合、プロポーザルは無効となります。

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して委員会委員との不正な接触があった者
- ク ヒアリングに出席しなかった者

(3) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語：日本語
- イ 通貨：日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) プロポーザルの取扱い

- ア 提出されたプロポーザルについては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- イ 提出された書類等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
- ウ 提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- エ 提案書等に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。
- オ 提出された書類は返却しません。
- カ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本市と協議を重ねながら行いますので、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(6) その他

- ア 提案書等に記載した内容を変更することはできません。
- イ 提案書等に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- ウ プロポーザル実施のために本市が作成した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできません。
- エ 提案書等の提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 特定された提案書等を提出した応募者とは、後日、特定された提案書等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- カ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参

加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

キ 提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに本市に連絡するとともに、書面にて申し出てください。

(別紙1)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

提案資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：令和5年度 山下公園通り周辺まちづくり検討業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに都市整備局臨海部活性化推進課
へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 都市整備局都心再生部

臨海部活性化推進課

氏名 本多、佐々木

電話 045-671-4863

E-mail tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(別紙 2)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：令和5年度 山下公園通り周辺まちづくり検討業務委託

提出書類

- 1 質問書（提出期限：令和5年5月25日（木）午後5時まで（必要がない場合は不要）
- 2 提案書（提出期限：令和5年6月2日（金）午後5時まで（必着））
- 3 その他関係書類
 - (1) 参考見積書（様式自由）
 - (2) 添付資料（予定技術者の資格、業務実績を証明する書類等）

提案書の作成に必要な資料（提案書作成要領、様式、業務説明資料等）は、横浜市ホームページよりダウンロードできます。

連絡担当者

所属 都市整備局都心再生部

臨海部活性化推進課

氏名 本多、佐々木

電話 045-671-4863

E-mail tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(別紙3)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：令和5年度 山下公園通り周辺まちづくり検討業務委託

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに都市整備局臨海部
活性化推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 都市整備局都心再生部

臨海部活性化推進課

氏名 本多、佐々木

電話 045-671-4863

E-mail tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp